放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、24都道府県の62人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 24都道府県62人

(北海道3、青森県1、山形県1、福島県1、茨城県4、埼玉県3、千葉県1、東京都7、神奈川県11、山梨県2、富山県1、岐阜県1、滋賀県1、京都府3、大阪府8、兵庫県1、和歌山県2、広島県3、山口県2香川県1、愛媛県1、福岡県2、佐賀県1、沖縄県1)数字は人数

※ 支払期限 平成27年11月30日